

「スポーツの秋・ラジオ体操のススメ」背筋を伸ばし正しい姿勢で、使う筋肉を意識しましょう。

農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します。

▼日時 11月11日(火)・12日(水) 午前8時～午後3時

▼内容 11日(火)

- ① 農業用ポリエチレン(スーパースローラー・ベジタロン・クリンテート・トーカーエース・ユーラックなど)
- ② グリーン、黒マルチなど
- ③ 灌水チューブ・肥料袋(織った肥料袋とは別に結束する)
- ④ ブルシート(金属部は取除く)
- ⑤ 不織布(パオパオ・ラブシート・パスライトなど)
- ⑥ 防ひょう・防鳥ネット・寒冷紗
- ⑦ 農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。



▼内容 12日(水)

- ⑧ 農業用ビニール(クリンエース・キリナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど)
- ⑨ 廃パイプハウス
- ⑩ 育苗箱・あぜ波シート
- ⑪ 塩ビパイプ
- ⑫ マイカ線
- ⑬ 土壌消毒用空き缶
- ⑭ オイル空き缶

※上フタを取り、灯油などでよく洗浄し、乾燥させてください。缶の中が確認できるもので20L缶のみ回収します。また、上フタも併せて回収します。

※種類ごとに回収を実施します。必ず①～⑭にそれぞれ分別してください。分別したものをつつら折りにし、同質材のヒモ、または、灌水チューブではずれのないよう2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は必ず取り除いてください。

場所 1 J A つつのみや 上三川野菜集荷所(上蒲生378番地)

▼処理負担金

農業用廃プラスチック類、廃パイプハウス

重量負担 15円/kg(100円未満切捨て)

土壌消毒用空き缶

ペール缶 100円/1缶。ただし、小缶は10円/1個。

オイル缶 20L缶 100円/1缶。

その他 委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。

(6月に委任状を記入していただいた方も、再度必要になります。)

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先

J A つつのみや 上三川野菜集荷所

06688

産業振興課 農産園芸係

09138

10月20日～26日は

行政相談週間

10月20日(月)～26日(日)までは、行政相談週間です。皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進することも行政運営の改善を図ります。

町では、2名の行政相談委員が総務大臣から委嘱されており、奇数月の第1水曜日と第3水曜日に上三川いきいきプラザで、定例相談(心配事なんでも相談)を開設計相談を受け付けています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

▼相談先

●行政相談委員

藤田 猛さん

090(1)651(6)3002

●行政相談委員

高田 すみ子さん

056 2719

▼問い合わせ先

企画課 情報広報係

056 9177

医療費の自己負担が

高額になったとき(高額療養費)

同じ月内の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、申請して認められる「自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

なお、自己負担の限度額は年齢や所得によって異なります。詳しくは左記までお問い合わせください。

高額療養費の申請方法

国保では、高額療養費の支給対象となった方に、「高額療養費支給申請のご案内」を診療月から約3ヶ月後を目途に送付します。ご案内が届きましたら、医療機関の領収書を添えて保険課窓口へ申請してください。

高額療養費の申請には医療機関の領収書が必要です。なくさずに保管しましょう。

※領収書が不足していますと、申請を受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。

窓口での自己負担を限度額までに抑えることができます

事前に「限度額適用認定証」の交付を国保に申請し、認定証を医療機関に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の方は住民税非課税世帯のみに限度額適用認定証が交付されます。

▼問い合わせ先

保険課 国保係

☎ 9134



「スポーツの秋・ウォーキングのススメ」大きく腕を振り、かかとから着地する事を意識しましょう。

国民年金保険料の納付が

困難な学生は学生納付特例の申請を

日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

学生の方であっても加入の手続きは必ず必要です。

ただし、20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」という、在学中の保険料の納付が猶予される制度がご利用いただけます。

●対象となる方

日本国内にある大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が一年以上の課程)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年所得が基準以下の方、失業等の理由がある方。

※なお、一部の海外大学の日本分校も対象になります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

●所得の基準

118万円+扶養親族の数×38万円で計算した額以下

●「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料納付期間と免除期間があわせて最低25年(300月)あることが必要となります。学生納付特例を受けた期間はこの受給資格期間に含まれますが、金額には反映されません。10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

※ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されますのでご注意ください。又、申請が遅れて「未納」となっている場合、20歳以降の申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金の申請ができなくなる場合もありますのでご注意ください。

●申請先

役場 保険課の窓口又は年金事務所

●必要なもの

年金手帳、学生証(写し)又は在学証明書(原本)、印かん

▼問い合わせ先

宇都宮西年金事務所

☎ 028(622)4281

保険課 高齢者年金係

☎ 9129